

## 平成24年度 第4回 特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成24年8月31日 午前10時00分～午後0時20分
- 2 場所 千葉市議会棟第5委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
岩網会長、奥本副会長、片岡委員、坂戸委員、清水委員、高山委員、  
中曽根委員、原田委員、細谷委員
  - (2) 事務局  
大木総務部長、山元給与課長、香取給与課課長補佐、松永給与課労務係長
- 4 議題
  - (1) 第2回議事録について
  - (2) 報酬のあり方について
- 5 議事の概要
  - (1) 第2回議事録について議決を行う。
  - (2) 報酬のあり方、支給の対象とする活動の範囲、金額について議論を行う。
- 6 会議録  
別添のとおり。

平成24年8月31日 午前10時00分～午後0時20分

### 午前10時00分 開会

#### ○事務局（給与課長）

本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日もご審議の程よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、資料確認をさせていただきます。

1番上に、「会議次第」がございます。1開会、2審議ということで、初めに第2回の議事録について、その後報酬のあり方についてご議論いただくということでお願いしたいと思います。

続きまして2枚目でございます。こちらは委員の皆様の名簿でございます。裏面が席次表でございます。3枚目が前回の宿題となっております。監査委員事務局の他市の開催状況でございます。裏面が監査委員の配布資料という形になっております。

最後に4点目、冊子となっているものがございますが、第4回の審議会資料でございます。恐れ入りますが1枚おめくり願います。左に目次がございます。1といたしまして報酬のあり方についての意見ということで、各委員の皆様方からのご意見につきまして集約したものでございます。

2といたしまして月額報酬を見直した都道府県の状況、3といたしまして月額・日額併用制についての行政委員会事務局の考え方となっております。7ページをお開きいただけますでしょうか。

7ページに月額報酬を見直した都道府県の状況ということで、時系列的にどのように見直したかというものが書いてあります。続きまして8ページ目が、こども既にメール等で送らせていただいておりますけれども、併用制についての各行政委員会事務局の考え方でございます。

以上4点でございます。

#### ○会長（労網委員）

みなさんおはようございます。

ただ今から、第4回特別職報酬等審議会を開催いたします。

審議会の開催につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第7条第1項の規定により、半数以上の委員の出席が必要となっておりますが、本日は9名ご出席ということでございますので、開催の要件を満たしております。

なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例の規定により公開といたしますが、傍聴者の方におかれましては、傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

それから、今まで特別職の説明がありましたが、これから月額か日額かあるいは賃金を決めるわけですけれども、皆様お忙しいので、できるだけ早く答えが出せるようよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

(1) 第2回議事録についてですが、事前に委員さんに確認をお願いしておりました。第2回の審議会の議事録（案）について、公表を予定しておりますので、ここで議決を行い、確定させたいと思います。

第2回の議事録（案）につきまして、議事録として確定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成ですので、第2回の議事録につきましては、後日事務局の方で市のホームページなどで公表するようお願いします。

第3回議事録（案）につきましては、後日事務局より配布いたしまして、確認してもらいました上で、次回議決したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に前回の審議会にて行いました行政委員会事務局のヒアリングの際に出ました質問事項につきまして、監査委員事務局から回答をお願いします。

## ○監査委員事務局

監査委員事務局でございます。前回の会議のご質問につきましてご説明をさせていただきます。

資料の「日額報酬を導入している政令市の非常勤監査委員の会議等の実績について」をご覧ください。日額報酬制を導入している会議等の実績でございますが、大阪市は平成23年度から実施しておりまして、平成23年度の実績は識見非常勤が60日、議員選出が57日でございます。名古屋市は平成23年度から実施しておりまして、平成23年度の実績は識見非常勤が41日、議員選出が33日でございます。新潟市につきましては、月額・日額併用制を平成24年度から実施しておりまして、平成24年度の4月から7月までの実績は識見非常勤が10日、議員選出が10日でございます。

次に資料の平成23年度の監査委員への配布資料をお願いいたします。平成23年度におきまして、識見非常勤委員及び議選委員へ事前に配布した資料等についてでございますが、配布しました資料のコピーを別冊でご用意させていただきましたので、これからご覧いただきたいと思っております。

(資料回覧)

それでは次に配布した資料のページ数でございます。平成23年度第1期財務定期監査につきましては、経済農政局他8局の概況説明資料で計69ページでございます。次に平成23年度第1期財務定期監査につきましては、総務局他2局の概況説明資料で計35ページでございます。次に平成23年度第1期工事定期監査につきましては、建設局の概況説明資料で計19ページでございます。次に平成23年度第2期工事定期監査につきましては、都市局他1局の概況説明資料で計31ページでございます。次に平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査、平成22年度公営企業会計決算審査、平成22年度決算に基づく健全化判断比率等審査につきましては、審査意見書でございまして計175ページでございます。最後に住民監査請求につきましては、平成23年度におきましては、請求件数が1件でございましたが、請求書及び事実証明書、請求人陳述記録、関係職員等陳述記録、監査結果等で計126ページでございます。以上合計で455ページでございます。

説明は以上でございます。

## ○会長（岩網委員）

ありがとうございました。ただいま、説明がありました。ご質問はございませんでしょうか。

(特になし)

ないようですので、監査委員事務局の方はありがとうございました。

(監査委員事務局退席)

それでは、報酬のあり方について議論を行いますが、委員の皆様には事前に報酬のあり方についての意見を出してもらっておりますので、とりまとめた結果の傾向について、事務局より簡単に説明をお願いします。

## ○事務局（給与課長）

お手元に配布させていただいております第4回の審議会の資料についてご説明いたします。

まず1ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは報酬のあり方についての意見、10名の委員の皆様方からいただきました意見をまとめたものでございます。順に説明させていただきますと、まず教育委員会でございますが、教育委員会につきましては日額化することが適当とするご意見が5名の方、それから今の月額報酬を継続すべきという方が4名の方、それから一定の月額を支給しながら日額を支給するという方が1名ということになっております。

続きまして市の選挙管理委員会は区の選挙管理委員会と同じ数字となっておりますので、併せてご説明させていただきますが、日額化につきましては7名の方、月額化を継続という方が2名の方、日額・月額併用とおっしゃっている方が1名の方ということでございまして、5つの行政委員会の中でこの選挙管理委員会が一番日額化のご意見が多かったということでございます。

続きまして人事委員会でございますが、日額化の方が6名、月額維持の方が3名、併用の方が1名ということで、こちらも過半数の方が日額というようなご意見をいただいております。

それから、監査委員につきましては、日額化が2名の方、月額を継続の方が6名の方、併用の方が1

名の方、識見監査委員とそれ以外の方とで分けて、識見監査委員には月額、それ以外の方は日額とする方が1名となっております。こちらは過半数の方が月額を継続というようなご意見となっております。

最後に農業委員会でございますが、農業委員会につきましては10名全員の方からいただいたご意見はいずれも月額を維持するという形となっております。

簡単ではございますが、以上でございます。

#### ○会長（労網委員）

ありがとうございました。

ただいま説明がありましており、報酬のあり方については、行政委員会によって様々な意見が出ておりますので、比較的意見のまとまっている行政委員会から議論したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、委員の皆様の見えますと、農業委員会については、全ての委員さんが月額維持というご意見ですので、まずは農業委員会についての報酬のあり方についての意見の内容を、事務局より説明してもらい、その後にご意見ををお願いします。

#### ○事務局（給与課長）

それでは6ページをお願いいたします。6ページが農業委員会でございます、会長からお話のありましたとおり、10名いずれも月額というようなご意見をいただいているところでございます。意見の内容でございますけれども、アンダーラインのところでございますが、読んでまいりますと、農業行政の中で、農業者の代表として市政に参加という側面が強く、農業生産力の発展や農業経営の合理化等、個々の委員の日常的な活動を通じて、行政サービスが行われている。こうした活動を支えるには、月額制が望ましいと考える。次でございますが、農業委員会の職務には、年間を通して、周辺農地の現況確認や農家からの相談への対応など、地域に密着した活動が主体であり、併せて定例的な会議も開いている。このため、報酬を日額にすると、かえって現行の月額の場合よりも月の支給総額が上回る可能性がある。現行の月額の報酬額も、他の委員会委員と比べると低い方である。このため、農業委員会については、現行の月額でよいと考えられる。あるいは、会議等の回数が他の特別職に比べて多く、日常的な活動が中心となっている。各委員会が継続的に仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまない。支給方法としては、活動に見合った対価を支払うべきであり、月額制こそが一番適切な報酬の支給方法であると考えます。なぜなら、農業委員会は、その活動内容が多岐にわたっており、会議以外での作業量が他の委員会に比して相当程度多いため、その評価が極めて困難になってしまうからである。

また、他市の状況に鑑みても、現時点で日額制とするのは躊躇を覚えるので、月額制を維持するのが適切と考えた。

ポイントのみですが、以上でございます。

#### ○会長（労網委員）

ありがとうございました。ただいま、説明がありましたが、ご意見はございませんでしょうか。

#### ○坂戸委員

月額でよろしいのではないのでしょうか。

#### ○会長（労網委員）

それでは、農業委員会につきましては月額ということで行きたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

#### ○細谷委員

額の問題はまた後で議論ということですか。

#### ○会長（労網委員）

額は後で議論します。とりあえず日額か月額か併用かこれを決めて、それから額に入りたいと思いません。よろしくをお願いします。

続きまして、月額維持という意見が多いのは監査委員ですので、報酬のあり方について意見の説明を事務局からお願いします。

#### ○事務局（給与課長）

それでは続きまして資料の5ページでございます。こちらにつきましてはまずは日額化ということでご意見を2名の方からいただいております。これつきましてもアンダーラインの方を読ませていただきます。現状の月額制の報酬水準自体は特段問題視すべき水準とは思わない。ただし、地方自治法が日数に応じて支給するという原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべきなのではないか。2つめでございますが、専門的知識を用い独任機関として決定を下すゆえに、日額制が望ましいと思う。会議の内容・時間を基準に適正な金額を算定すればよい。

一方で月額のご意見でございますが、業務が広範であり、資格に基づく高度な専門性が要求される。また、会議等の事前準備を自宅や事務所で行っており、会議日数や時間数では図り得ない活動が多い。事前の資料等の読み込みや監査結果の検討など、質・量ともに相当程度あること、法令等の知識や経験など高度で専門的な知見が必要とされる弁護士、公認会計士などの選任をスムーズにするためにも月額で。業務の内容が幅広く、的確に評価することが困難な事前の資料の読み込みや検討が相当程度あるほか、市役所の担当職員からの日常的な質問、相談にも応じており、月額が適当。各委員会が継続的の仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまない。行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する処遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。

続きまして、併用というご意見も1名の方からいただいております。監査委員は、他の委員会と異なり、自宅での資料読み込みなどの作業量が相当程度多いと思われる。他市の状況に鑑みても、現時点で日額制とするのは躊躇を覚えるので、月額・日額併用制が適切と考えた。

最後に、識見の監査委員と議選の監査委員を分けて前者については月額、後者については日額というご意見でございます。識見非常勤委員は、法令等の知識や経験など高度の専門的な知識が必要であって、弁護士、公認会計士などの選任を想定している。また市役所の担当職員からの日常的な質問、相談にも応じている。こうした点を考えると、月額にするのが適切。議員選出委員は、月額の報酬を維持しなければならないという確たる理由は見出せない。

以上でございます。

#### ○会長（労網委員）

ありがとうございました。ただいま、説明がありましたが、ご意見はございませんでしょうか。

#### ○中曽根委員

2回3回目の監査委員の説明の時に聞きそびれてしまったのですけれども、今は常勤ではなくて非常勤の方々の月額か日額かの話をしていますが、監査委員の場合は代表の監査委員が1名選任されて、その方が常勤であるということです。この常勤の代表監査委員の方に対しては日常的に当然相談をし、そういったことを現実にはやっていると思います。それ以外に識見非常勤委員の方に日常的に相談をするということが更に重ねて行われているという状況について、その両者のバランスをご説明下さい。

#### ○事務局（総務部長）

代表監査委員につきましては現在市全体の業務を把握しなければいけないということで議会の同意を得て、市のOBが当たっております。市のOBで経験が豊かですから、全体の業務を把握しているのですが、皆様からのご意見にありますとおり、実際監査になりますと法律や会計の専門的な知識が必要になるということで、そこで識見の監査委員の方に色々アドバイスをいただくというケースが非常に多くなっております。

#### ○会長（労網委員）

他に何かございますか。

（意見なし）

○会長（労網委員）

無いようですので、これもそれぞれの決を採りたいと思います。  
月額が良いと思う人は挙手をお願いします。

（4名挙手）

○会長（労網委員）

続いて月額が良いと思う人は挙手をお願いします。

（2名挙手）

○会長（労網委員）

続いて月額・日額併用が良いと思う人は挙手をお願いします。

（1名挙手）

○会長（労網委員）

大分割れましたが、数では月額ということなのですが、いかがでしょうか。  
委員長月額、委員日額という方がおられますが、これはどのような意見なのでしょうか。

○奥本委員

委員長というか識見非常勤委員が月額で議員選出委員が日額です。

○会長（労網委員）

大分割れたので、なかなか決めかねるので、月額という人数が多いので月額でいかがでしょうか。

○原田委員

私は月額が良いです。

○坂戸委員

併用の意見も聞いてみたいところです。

○清水委員

結局は金額の問題ではないでしょうか。

○会長（労網委員）

金額は日額か月額か決めてからやっていきたいと思います。  
それでは、監査委員は月額ということ決めますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長（労網委員）

それでは、月額ということで決定いたします。

次に、農業委員会や監査委員とは反対に、多くの委員の方が日額としている市及び区の選挙管理委員会について議論したいと思います。事務局の方からお願いします。

○事務局（給与課長）

資料3ページでございます。こちらにつきまして日額とおっしゃっている方が7名と非常に多くなっているところでございます。順に説明させていただきますが、まず日額についてでございます。

その職責は任期を通じて平均化されるという実態があるが、基本的には、選挙の年に集中する傾向がある。日頃の啓蒙活動の大事さはもとよりであるが、月額制を維持するまでの特別の事情があるとまでは言えないと考える。委員に対する職責の重さや法的制限を十分考慮しても、常勤職員と同じように月

額の報酬を支給すべきであるという理由にはならないと考える。法的制限があるものの、特別職の中では専門性が低く、自宅作業も特別なものはほとんど見受けられない。地方自治法が日数に応じて支給するという原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべき。

続いて月額のご意見でございます。各委員会が継続的仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまないと考える。行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。先程もございましたが、行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する処遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。

最後に併用ということで、常時継続している重要な職責や調査・研究等の活動部分を月額に、会議等の出席など日数で算定できるものを日額に。

以上のようなご意見をいただいております。

#### ○会長（労網委員）

ありがとうございました。ただいま、説明がありましたが、ご質問はございませんでしょうか。

（特になし）

#### ○会長（労網委員）

質問は無いようですので、アンケートを見ますと日額が7で月額が2ということですが、これもある程度大勢が決まっているので、決を採ります。日額の方は挙手をお願いします。

（6名挙手）

#### ○会長（労網委員）

ありがとうございます。月額の方は挙手をお願いします。

（1名挙手）

#### ○会長（労網委員）

ありがとうございます。月額・日額併用の方は挙手をお願いします。

（1名挙手）

#### ○会長（労網委員）

ありがとうございます。日額が多数ですので、日額で決めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして教育委員会についてご意見ををお願いします。これが一番意見が割れておりますので、事務局から説明をよろしくをお願いします。

#### ○事務局（給与課長）

2ページでございます。会長がおっしゃられましたとおり、日額が5名、月額が4名、併用が1名となっております。まず日額に賛成の方のご意見でございます。業務についての聞き取りの内容を考慮しても、月額制を維持しなければならないという確たる理由は見い出せなかった。地方自治法が日数に応じて支給するという原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべき。一時期に集中するという自宅などで教科書採択の読み込みが必要ということであれば、読み込みに必要な日数を執務日数として支給をすれば解決するのではないかと。確かに、教科書を読み込むなどの作業は大変な作業であると考えられるものの、その作業は1年中予定されているものではないと思われるので、日額制の金額の設定によってカバーできると思われる。

続いて月額でございますが、識見の高さや専門性が要求されるだけでなく、特に教科書採択時の自宅での作業にかなりの時間を要しており、会議の日数や時間数で図り得ない活動も多い。昨今の教育現場の諸問題を考えると、教育委員会の職責は非常に重要であり、教科書の採択問題だけでなく、さまざまな教育行政の問題に臨機応変に、かつ継続的に対応するとともに、その結果に対して教育委員として責任を負うには、月額制が妥当。各委員会が継続的仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまないと

考える。行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。それから先程も出ましたが、行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する処遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。

最後に併用でございますが、自主的な活動や職責の重さなど算定が困難な部分を月額に、会議の出席など日数で算定できるものを日額に、というご意見をいただいております。

**○会長（労網委員）**

ありがとうございます。ただいまの説明で、ご質問ご意見はございませんでしょうか。これも意見が割れているのでどういたしましょうか。

（意見なし）

ご意見がないようですので、採決に入りますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

**○会長（労網委員）**

それでは、教育委員会につきまして日額の方挙手をお願いします。

（4名挙手）

**○会長（労網委員）**

月額の方挙手をお願いします。

（3名挙手）

**○会長（労網委員）**

月額・日額併用の方挙手をお願いします。

（1名挙手）

**○会長（労網委員）**

これも大分割れているのでなかなか決めかねるのですが、どうしますか。人数的には日額が多いのですけれども、日額で進めてよろしいでしょうか。

**○坂戸委員**

今ご説明を聞いていて、例えば学校へ行くとか色々なことがございましたよね、確か、高校とか。そういうのを教育委員会を代表して学校へ行く、というような場合には、やはり会議、委員会の会議の仕事としてカウントしていけば日額で問題ないのではないかと私は思うのですが、皆さんもそういうことを心配されているのではないかと思います。

**○会長（労網委員）**

それは出て働いてもらえば払うようなと思います。そうですね。

**○事務局（給与課長）**

仮に日額となった場合に、どこまで支給するかということにつきましては、今ご意見をいただいたので、この後資料の方を用意させていただいておりますので、またこの後ご議論していただきたいと思っております。

**○会長（労網委員）**

回数が多くなってしまうと、逆の結果になってしまいますから、それのところはきちっと決めておいてもらいたいと思います。



○細谷委員

回数が多くて日額にすると額が多くなるから月額がいいよとこういう論法ではまずいのですよね。そうではなくて、他市との比較、それから色々な整合性を持って月額だというものと今回の回数では意味が違います。教育委員の数のカウントが多くなって日額の支払い回数が多くなってちょっとまずいというのはどうなのかなと。

○会長（労網委員）

数を増やしたら何のために日額化したのか分からないということもあるかと思います。教育委員会も日額ということで決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長（労網委員）

ありがとうございます。次に人事委員会について議論したいと思いますので、資料の説明を事務局よりよろしくお願いします。

○事務局（給与課長）

4ページでございます。こちらも日額の方が6名、月額の方が3名、併用の方が1名というような状況でございます。

まず日額に賛成の方のご意見でございますが、直接職員の利害や権利等を制約し得る重大な責務を負っていること等を考慮したとしても、常勤職員と同じように月額の報酬を支給すべきであるという理由にはならない。確かに、人事委員会は、重大な職責を負っているが、その作業に対する対価は、日額制の金額の設定によってカバーできると思われる。中立的であるがゆえに日額制が望ましいと思う。会議の内容・時間を基準に適正な金額を算定すればよいのであって、月額制でなければならない理由にはならない。地方自治法が日数に応じて支給するという原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべきなのではないか。

反対に月額に賛成の方のご意見でございますが、委員会会議の回数は少ないが、高い識見が要求されるだけでなく、職務権限に伴う職責が極めて大きい。各委員会が継続的仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまない。行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する処遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。

最後に併用でございますが、常時継続している重要な職責や調査・研究等の活動部分を月額に、会議等の出席など日数で算定できるものを日額にというご意見をいただいております。

○会長（労網委員）

ありがとうございます。ただいま、説明がありましたが、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

（質問なし）

○会長（労網委員）

ご質問がございませんので採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

○会長（労網委員）

日額の方。

（5名挙手）

○会長（労網委員）

月額の方。

(2名挙手)

○会長(労網委員)

月額・日額併用の方。

(1名挙手)

○会長(労網委員)

人数がやはり日額が多いということで日額で議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長(労網委員)

それでは人事委員会も日額ということで決定したいと思います。

以上、各行政委員会の報酬について終わりました。教育委員会が日額、市の選挙管理委員会、区の選挙管理委員会が日額、人事委員会が日額、監査委員が月額、農業委員会が月額ということで決定したいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、報酬額に入りたいと思いますが、その間5分ぐらい事務局との手続きがありますので、休憩したいと思います。事前に事務局の方で他の市あるいは県の報酬について調べてもらっておりますので、それも参考にして決めたいと思います。

(5分休憩)

○会長(労網委員)

それでは審議を再開いたしますが、次に日額の支給対象となる活動について議論したいと思います。

議論ができるように、あらかじめ私の方から事務局に資料の作成を指示しておりますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局(給与課長)

今お手元に配布させていただいております、日額の支給対象となる活動についてご説明いたします。これは3つの行政委員会について日額というご意見を頂戴いたしましたので、その日額につきましてどこまでの活動についてその日額を支給するのか、ということを一回整理しておくことが望ましいのではないかとということで、会長から指示をいただいて作っている表でございます。

大きく全体を4つに分けておまして、まず(1)といたしまして、委員会の会議そのものについて、定例会や臨時会、こういったものに日額を支給しているかどうかということでございますが、これはいずれも日額としているところ、あるいは併用としているところも含めまして全て支給しているという状況でございます。続いて(2)といたしまして、委員会以外の会議、検討会、打合せ、あるいは視察等の公式行事ということで、具体的には研修や式典への参加等であって委員として参加しているものに限ります。これにつきましても他の政令市におきましては全て支給しているというところがございます。次に(3)といたしまして、今の(1)、(2)以外の活動のうち事務局が関わっておりまして、日数であったり時間数であったりと、そういったものを把握することが可能なものといたしまして、例といたしましては、事務局との打ち合わせであって、審議にあたって、例えば委員長さん副委員長さん委員さんへの事前説明あるいは相談、意見聴取や審議後の追加説明といったものについてでございますが、これにつきましても他の政令市におきましては全て支給しているという状況でございます。それから(4)といたしまして、(1)(2)以外の活動のうち、事務局が把握不可能なものとしていたしまして、具体的には自宅での資料の読み込みや情報収集等、会議のための自主研究、あるいは判断をするにあたっての調査、知識を得るための自己研鑽などを確認したところ、これにつきましても他の政令市も支給していないという状況でございます。こちらは参考として作らせていただいております。

○会長(労網委員)

ただいま事務局より説明がありましたとおり、支給対象となる活動については、どこまでを支給対象とするか決めなければなりません、この資料に記載されております、活動の分類の中でどこまでを支

給対象とするか、ご意見がありましたらお願いします。

○原田委員

(3) ですが、これは時間の長短に関係ないのですか。例えば10分や15分ちょっとの打ち合わせをしても日額を出すということですか。

○事務局（給与課長）

あくまで日額ですので、時間が短くても長くても支給しております。

○坂戸委員

その日額というのはこの会議(1)(2)(3)全てが同額だというふうに理解をすればよろしいですか。

○事務局（給与課長）

はい。

○奥本委員

私はこの(3)というのは、ここに書いてあるように審議にあたっての事前説明、相談、意見聴取や審議後の説明などに限るといことであれば、これは(1)や(2)の活動の事前準備などに付随したものと考えられるので、これをまた別途1日当たりの日額を出すということは適切ではないのではないかと思います。なぜ他の政令市がそれを出すというのか理由が良く分からないのですが、余り他に引きずられることなく、これについては(1)(2)の活動に出す日額にもう含まれているというふうに考えて、ここは出さないという方が良いのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

○会長（岩網委員）

(3) については他の政令市は払っているのですか。

○事務局（給与課長）

払っております。

○片岡委員

月額報酬を見直した都道府県ではどのような支給になっているのですか。

○事務局（給与課長）

都道府県の状況までは把握しておりません。

○奥本委員

例えば事前説明というと、説明に来られる事務局の方が出かけて行って、色々説明して、結構労力が掛かるというのは分かるのですが、説明を受ける方は来てもらって聞いて、いいですよとかそういうことですので、これを(1)(2)と同列に1日の日額を払うことはちょっと内容からしてもどうなのかなと思います。

○坂戸委員

奥本委員がおっしゃるとおり、私が一般市民として感じれば、委員会とか式典とかそういうところへ出られるのは当然だと思うのですが、ここで事前説明、相談というのは内容が良く分からないけれども、とにかく事前説明や何かを委員会と同様にすると1つの委員会は2回だと、事後やると3回だということになるので、市民の皆さんのご理解を得るのにはちょっと難しいのかなというような感じがいたします。ですから、委員会の費用を検討することでそれらがもし必要であれば吸収することにしなないと、何のために事前説明をするかと説明を求められることもあると思うのですね。委員会の公平性が保たれているのか、ということも市民の皆さんにはありますから、ちょっと(3)についてはなかなか難しいことがあるのではないかと思います。

### ○原田委員

これは電話でも出来ますよね。

### ○会長（労網委員）

大体事前説明は市の方が行って、資料を持って説明していると思うのですが。呼んで説明することはないでしょう。ちょっと分かりませんが。

### ○事務局（給与課長）

色々ですが、伺って話をするという機会は多いと思います。

### ○奥本委員

簡単なものであれば電話でも出来ますからね。委員会出席や色々な行事出席と、それはもう出て行って何時間掛かったなど仕事をしてもらおうというのは分かるのですが、付随するものですから、全く同じように日額を払うとなると、市民の目から見てやや理解を得にくいと思います。

### ○会長（労網委員）

ただいま、奥本委員と坂戸委員から（3）は不要ではないかと意見がありました。いかがですか。

### ○高山委員

基本的に、私は今の話と逆ですが、（4）の事務局が把握不可能なものは除外するというふうに書いてありますが、会議に出てくるための準備で、例えば事務局が調べてきてくれとか、このことについて検討してくれというものには払うべきだと思う。会議だけでは委員会が成立するものではないと基本的に思います。ですから、（3）については、いらぬということではないと思うのですが、実際にどうなのでしょう。事前の打ち合わせは無くても良いというふうには思わないのですが。

### ○事務局（総務部長）

色々なケースがあると思うのですが、例えば、先程の人事委員会の場合は、民間との給与比較する際の資料がかなりのものがありまして、その場で見てすぐ判断するのはなかなか難しいと思います。

ですから、事前に、国の傾向、市内の業者の傾向、そういったものを事前に結構な資料を、電話では難しいと思いますが、ご説明して委員さんの意見を固めておいていただくという形で、こういう場面で委員さんそれぞれで議論していただくということで、確かに色々委員さん自身が考えていただかなければいけない、会議に来た時にすぐ結論が出せるものばかりではないですし、また会議だけでできるものもありまして、その場その場でですね、ものによって色々なケースが出てくるかと思えます。

### ○高山委員

皆さんは、こういうものにまで手間だということで、余計なお金がかかるのではないかという心配を報酬審議会でされていると思いますが、それは一回の料金を決めれば、いくら払うか決まるわけですから、仕事そのものの段取りを阻害するような報酬の決め方は良くないと思います。

ですから、こんなものに払う必要がないよということだけれども、あまり払う報酬が高くなならないようにするには、実際に業務として必要ならば安くすればいい話ですから。ただその、報酬の上限であまり高いものは市民目線で見合わないよということと、仕事そのものがやり易い形は別に考えた方がいいと思います。報酬だけでそういうことを判断せずに。

### ○坂戸委員

高山先生のご意見もその通りだと思いますが、一般的に特別職をお受けになられる方、あるいはご依頼を受けた方というものは、ここに書いてあるとおり、識見の高い方ということになります。

総務部長もお話になりましたが、例えばの話で今話を聞けば、国の最低賃金の問題、あるいは、県の最低賃金の問題、それらは当然、委員としての識見の中であって、それを改めて聞かないといけないということでは、委員としての職責が果たせないのではないだろうかと思えます。

また、事務局において、現在ですと50名以上のそういう所をとって、資料が出来ているわけですから、その資料を見て、見た資料の説明を聞かなければならないということであれば、委員を引き受けるべきではないと思います。

それによって、日額の金額が決まってくるのだと思います。それで、やはり、事前に聞く必要がある

と、我々民間人では分かるわけではないです全部は。しかし、その委員としての識見を高める行為であって、経済行動ではないのではないかと私の知己も言うておりますのでね、その場合に、私も必ず聞きますよ、国にしろ県にしろ市にしろお聞きしますが、イメージとしては、それは自らの識見を高める行為であって、経済行為とはなじまないのではないかという感じはいたしております。

#### ○清水委員

今までにいただいた資料の質問なのですが、活動状況というのがそれぞれの委員会の中で出てきて、その中で委員会開催の回数と会議視察等上記以外の公式の活動というのがありますが、これが(3)の活動となるのでしょうか。

#### ○事務局（給与課長）

公式な活動はすべて(2)に整理させていただいております、それに加えて事前に相談というのが(3)となります。

#### ○清水委員

表に出ている以外の活動が(3)ということですか。

#### ○事務局（給与課長）

そうです。

#### ○清水委員

では、それがどれくらいに手間というか、かかっているのかという把握は出来ていない。

#### ○事務局（給与課長）

そうですね。

#### ○原田委員

(3)(4)については、見方も色々ありますし、簡単なものから複雑なものまで色々あると思います。それを全部まとめて日額にするというのは、非常に乱暴なことだと思いますから、そういうものは副会長が言われたように(1)(2)の中に全部含まれていると、こう考えた方がいいと思います。

それから、坂戸委員が言われたように、識見を高めるための、自分の勉強の部分も入っているわけですから、その分も払うというのは、ちょっと理屈に合わないような気がします。それだったら、別格にすべきですよ。そういう考えであれば。

#### ○会長（労網委員）

よその日額を見ますと、割と金額が高いですね。ですから、その中に含まれているのではないかと。日額が安くて、細かく決めているということであれば話は別なのですが、これから金額を決める時点で、考慮していただければいいかなと思います。

他に何かありますか。これはあくまで他の市の参考なので、千葉市はどういう風にしたらいいかは改めて検討する必要があります。

#### ○細谷委員

(1)(2)に(3)をきちんと加えられる文言が入られるかどうかだと思います。私も今回最初にシートで意見を求められましたので、やはりそれなりに時間を使って読み込んで、これはこうした方がいいとか、こっちにした方がいいとか、現場はどういう意見を持っているのだろうかとか、それは検討します。

検討するけれどもその時間帯で補償してほしいという委員が多いかどうかは分かりません。分かりませんが、ある程度知識を持っている方が受けているかも分かりませんから、ある程度準備できるものも含めて(1)(2)の中に文言的に入れれば入れて額もそれなりにするという方がどうかしらと思いますが。

#### ○高山委員

こういう委員会では、当然(3)(4)のような問題は日額にすれば出てくる訳ですよ。皆さんの意見で日額がいくつかの委員会で決まりましたが、そのことについて、この辺はどうするかということに

については、会長が日額の中でもそういうことを考慮しようよとおっしゃったようなことしかないと思います。ですから私は今の話で結構です。

○会長（労網委員）

額を決める時に慎重にやっていきたいと思います。

支給対象について、千葉市は（１）（２）とあとは他に何か入れるかどうかを検討していきます。

そうすると支給対象は（１）（２）は必ず入りますが、（３）、（４）、その他をどうしたらいいか意見はありますか。

（１）（２）で決まってしまうと思いますが、日額の額を細かいのがあれば含んで考えるというのも一つの方法だと思います。

○坂戸委員

事務局でもう少し調べてもらって。この研修というのは難しい。研修と事前説明、相談というのはどう違うのか分かりづらいですね。

（２）の中で、具体的に出かけていくというもの以外で委員にきちんとお支払いすべきものがあるのではないかと、たくさんの方の委員会で私達には内容が分かりませんから、それはここに書いてあることにこだわらないで、事務局としてこういう仕事はどうしても必要なのですよということがあれば、（２）にきちんと足すなり、もう一度検討していただいたらどうでしょうか。

○会長（労網委員）

千葉県からよそに行った時に、日当交通費を払っているのではないかと思いますけれども。

払っていますよね。その辺もちょっと頭にいてもらいたいのですが、ただ報酬だけでやっているのではなくて、県外に出張すると日当交通費を払っているのです。

ですからある程度この中に全部含むというのもちょっと、おかしくなってくる。

千葉市内の場合は、払っていないのですよね。

○事務局（給与課長）

市内の出張には、日当というものはありません。

交通費などの実費に係るものはお支払いしております。

県内の出張で宿泊を要する場合は、日当でいきますと１日 1,900 円、それ以外の宿泊料や交通費等につきましては、全額支払いをしております。

○原田委員

交通費はどんな基準で運用しているのですか。実費ですか。

○事務局（給与課長）

基本的には実費です。

○原田委員

タクシーの利用も実費ですか。

○事務局（給与課長）

タクシーは、タクシーしかどうしても利用できない場合は、支給する場合がありますが、基本的には公共交通機関の利用となります。

○原田委員

それぞれ定額ではなくて、それぞれ申請していただくということですか。

○事務局（給与課長）

そうです。宿泊料については定額でして、定額の範囲内で支給しています。

○原田委員

それは、特別職全部同じですか。

○事務局（給与課長）

同じです。

○原田委員

それ以外で何かこう、交通費だけですか。それ以外にありますか。

○事務局（給与課長）

宿泊が必要であれば宿泊料が出ますし、日当については、1日あたり1,900円です。

○会長（労網委員）

日当の中に食事代が含まれているはずですよ。

○事務局（給与課長）

宿泊料の中には夕食、朝食の食事代等が含まれていますが、日当の中には、以前は昼食代も入って3,800円でしたが、今年度の4月から昼食分を払うのは適切でないだろうということで、1,900円に引き下げになっていまして、昼食代は日当の中には入っていません。

○会長（労網委員）

だんだん厳しくなっている。

○奥本委員

1,900円もらっていれば、昼食も十分食べられますよ。

○事務局（給与課長）

若干補足させていただきますと、(3)に該当する事前説明がどれくらいあるのか、ということですが、各行政委員会は今までは月額だったものですから、正確に勘定していないのですが、だいたいどれくらいというのは、概算で聞いておまして、例えば教育委員会ですと、だいたい20日くらいだろうと、選挙管理委員会については、だいたい10日くらい、人事委員会については、だいたい5日くらいであろうということでした。

ただ、あまり正確でないかも知れませんので、概ねということをお願いいたします。

○会長（労網委員）

何か他にありますか。

○奥本委員

さっき労網会長がおっしゃった、(1)(2)の活動に支払う日額の中に含めて考えたかどうかということに私も賛成です。報酬額を考える時にそれを考慮して検討したらいかがでしょうか。

○会長（労網委員）

ただいま、奥本副会長からご意見ありましたが、いかがでしょうか。

それでは、ただいまの支給対象の活動について、(1)(2)は必要ですが、その他の(3)はのせないで(1)(2)だけで良いですか。

○奥本委員

よろしいのではないのでしょうか。

○会長（労網委員）

その他を入れるとまた考え方を整理するのが難しくなってきました。

○高山委員

他政令市を見ても全然、(4)のその他の支払いがないですからね。

確かに(3)の事前打ち合わせがおかしいよといえ、おかしいけれども、ないということはないと思います。

○会長（労網委員）

報酬の時に考慮してということでどうでしょうか。

○高山委員

資料の（１）から（４）のような分け方では謳えないけれども何らかの考慮は必要と思います。

○奥本委員

そういうこともあるということで、（１）（２）の報酬を配慮するということがいかなるのでしょうか。

○会長（労網委員）

それでは、支給対象を（１）（２）にして、今度は金額を決める時に考慮してもらおうということがいかなるのでしょうか。

<賛成多数>

○会長（労網委員）

それでは、続きまして、報酬の額について審議を行います。

○事務局

<資料配布>

○会長（労網委員）

資料がないと困るので、事務局に指示を出して調べさせてもらいました。

○事務局（給与課長）

会長さんからご意見をいただきまして事前に作成させていただいた資料でございます。

今お話しのありました（１）（２）を支給するという前提で（３）（４）は支給しないという前提で整理してあるものです。

資料の見方ですが、先ず改正前がありまして、その下に案①といたしまして、他の政令市の状況等を見ながら案を作成しております、案①ですが、日額化している政令市の平均額を使ったらいくらになるのかというもので、札幌や堺を参考にしています。

案②の方は、国の額をそのまま当てはめて支給しようというもので、名古屋や大阪が国の金額を基に額を設定しております。

案③は、１か月の活動実績で今の月額を支給額を割り戻した方法で額を設定したものでして、相模原や浜松がこの手法を用いて額を決定しております。

必ずしもこのとおりに決定するというものではありませんが、案としては３つパターンで整理をさせていただいております。

具体的には教育委員会でございますけれども、教育委員会の委員長の報酬ですが、改正前、現行の月額単価は 201,000 円、これを年間支給額にすると 2,412,000 円。同様に委員は、月額報酬は 169,000 円で年間の支給額は 2,028,000 円。教育委員全体の支給額が 10,524,000 円。これが現状でございます。

案①としまして、政令市の平均を取った場合はどうなるかですが、委員長の日額報酬単価は、32,000 円。それを年間換算いたしますと、1,459,200 円。改定前の年間支給額と比較しますと、年 60%の確保になります。委員につきましても、同様に 27,000 円ということで、改正前の年間総支給額と比較しますと 60.7%ということで、教育委員会全体としては（１）（２）で概ね 60.7%程度の額となるということでございます。

これと同じことを右側に行きまして、市の選挙管理委員会でやりますと、日額が委員長は、31,000 円、委員は 26,000 円。年収を比較いたしますと、委員長は改正前の 64.5%、委員は 55.3%、トータルしますと、2,839,200 円で 58.1%と半分強くらいとなります。

その右隣の区の選挙管理委員会ですが、23,000 円、19,000 円となりまして、トータルしますと約 7割程度の額ということになります。それから、人事委員会についても、32,000 円と 27,000 円になり、こちらの方は大幅に下がるということになりまして、委員長は 29.8%、委員さんは、25.3%ということですのでいずれも 3割を下回る報酬の額になるということでございます。

続いて、案②でございますが、国の選挙管理委員会の委員長が 29,400 円、委員が 26,900 円ござい



まして、これを当てはめて他の政令市でもこの金額を使って他の教育委員会あるいは人事委員会の額を決めておりますので、同様の手法で計算しますと、教育委員会の委員長さんが 29,400 円、委員が 26,900 円となり、年収ベースで比較しますと、改定前と比較して、委員長が 55.6%、委員が 60.5%となり、トータルしますと、概ね 6 割となります。

市の選挙管理委員会でも同様にいたしますと、年収比較 58.4%、区選挙管理委員会につきましても、同じ 29,400 円という訳にはいかないということで、他の政令市で市の選挙管理委員会と区選挙管理委員会の額の割り落としをしておりますので、同じ率で割り戻していきますと、22,000 円と 20,000 円ということになりまして、トータルでは約 7 割、70.5%ということになります。

人事委員会につきましても、この手法を用いたとしても年間の支給額が 26.0%となっております。

それから、案③ということで、今の月額を回数で割り戻して日額を決めるという方法ですが、教育委員会の委員長が 52,000 円、委員が 44,000 円、年収ベースを割り戻しているだけです。端数は切り捨てていますので、100%にはなりません。100%に近い年間の支給額になっています。

それから、市の選挙管理委員会ですと委員長が 48,000 円、委員が 47,000 円ということで、トータルすると約 100%となります。

それから、区選挙管理委員会ですと委員長が 31,000 円、委員が 28,000 円となり、トータルすると 98.9%となり 100%に近くなります。

それから、人事委員会でございますが、人事委員会は比較の日数が少ないということで、逆に割り戻しますと、委員長が 107,000 円、委員が 106,000 円となり、かなり高額になるということです。

裏面は監査と農業委員会がありますが、月額と決まりましたので説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

#### ○会長（労網委員）

はい、ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、とりあえず月額で維持することになりました行政委員会から検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局（給与課長）

裏面は、監査委員及び農業委員を仮に日額とした場合として、事前に準備した資料でございますので、表面の 3 つの行政委員会についてお願いしたいと思います。

先程、監査委員と農業委員会について月額として支給してございまして、今後も月額となる訳でございますが、この月額は今のままでいいのかどうかを議論していただければと存じます。

#### ○会長（労網委員）

農業委員会、監査委員について、事務局から説明がございましたが、資料の 9 ページにもありますとおり、政令市の中位以下となっているようですが、何かご意見はありますか。

#### ○坂戸委員

ちょっと質問がありますが、日額でやった 3 年間の平均と書いてありますが、1 年間の活動日数、①（1 か月の活動日数）× 1 2 か月など書いてある、これは先ほどいただいた資料には、（1）（2）（3）と書いてありますが、この回数というのは何を対象にした回数なのでしょう。

#### ○事務局（給与課長）

一番上に書いてございますけれども、活動分類の（1）（2）ということで、公式な活動だけで作った資料です。

#### ○細谷委員

すいません。どちらの議論をしているのでしょうか。日額の方ですか、月額の方ですか。

#### ○会長（労網委員）

月額の方で、農業委員会と監査委員とで、今の月額の金額で良いのか、もうちょっと上げた方がいいのか、下げた方がいいのか、日額で決めるより月額の方が早く決めやすいかなと思って、順番を持ってきたのですが。

### ○奥本委員

日額の方でこういう案が出てきて、日額の方を先ず議論させていただいて、この日額で年額が書いてありますけれども、それと比べて監査・農業委員会の月額がどうかというのを見た方がいいのかなと思います。

今回、我々は日額というものがなかった委員会に日額を導入するので、先ずそちらの額を決めて、それからそちらの額と比べて、監査・農業委員会の月額が妥当かどうかを見た方がいいのかなと思います。

ここまで、3案を挙げていただいているので、考え方として、3案のどれが適切かということを経験させてさせていただいて、日額をどうするかということを決めるのはいかがでしょうか。その日額だと年額がほしいこのくらいになりますねとなるので、そうすると月額はこのくらいになりますと計算できます。それと比べて、監査・農業委員会の月額も同じでいいのか、ちょっと変更する必要があるのかというのを考えてみるという順番でいかがでしょうか。

### ○会長（労網委員）

分かりました。ただ、日額から議論すると色々な意見があるので、相当長引くのではないかと思うのですが。

### ○奥本委員

この考え方の3つの案でどれがいいかということを決めれば、それほど時間がかかることはないと思いますが。

### ○会長（労網委員）

とりあえず、日額の方でやっていきたいと思います。

### ○各委員

<異議なし>

### ○原田委員

千葉市の財政状態からいけばですね、案①か案②にしたいところですが、そうはいかないでしょうから、案③でいったらどうですか。これだったら、現行より減るのが1、2%でしょう。それしか仕方がないと思うのですが。

### ○会長（労網委員）

案③でいくと、全部月額と変わらないことになってしまいます。

### ○坂戸委員

確かに、案①、案②は現行との乖離がものすごく大きい。現行の月額が全く何らの査定もなく決まっていたということではないと思います。もしも理由がないとすると何故こんなものを放っておいたのだということになりますよ、はっきり申し上げて。ただ案③では、何のための審議会での議論なのか分からないとなってしまいます。事務局としては、(1)、(2)、(3)の(2)がうまくないので、(2)の理由付け、先ほども日額の中に色々なものを考慮してということもありました。では特別なことに対してはこういうものを考慮しようとかいうことをお考えになっていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。極端に言えば、人事委員会は26.9%ですからね。26.9%で済むものを、ずっとやっていたのかと。市民の方の考えからすればですよ、そうするとうまくないと思いますよ。月額の報酬水準には理由があったのだと思いますよ。ですから、理由付けをもう少しよく精査していただかないといけないのではないのかなという感じがします。

### ○細谷委員

案①というのは、いわゆる4月から新年度が始まってからの政令市の平均額ですよ。多分月額の時よりも下がっているのだらうと思います。日額化の目的が何かと考えると、業務に見合ったきちんとした保障ということを考えれば私は下げることはないと思っています。

だから原田さんがおっしゃったように、私の考え方としては、案③に行きたいところです。

私は最初の考え方として、月額と日額の併用制を提案しました。自分でも計算してみました。ある意味では、半分月収制でいき、半分日額制でいく現行の額を基礎にしながらいくと、案①で示された教育

委員会の 32,000 円というのは、だいたい私の試算と一致するのです。34,000 円くらいの額が出ましたから。月額部分を 3 分の 1 取って、残りの 3 分の 2 を年間で計算して、月数で割って計算しますと、だいたい 34,000 円くらいになるのです。こういう、減らすかどうかという議論となると、ちょっと賛成しかねます。

#### ○会長（労網委員）

あくまでも計算上の話ですが、人事委員会は相当ひどいものになっています。ある程度他の政令市の平均や国の金額で計算していて、あくまで参考なので、意見を言ってもらえればと思います。

#### ○原田委員

今までの説明で全国の政令指定都市を含めて千葉市の基準というのは、基準年が違うのかも知れないけれども、だいたい中位から低位ですよ。それを更に日額にして、下げるとするのはひどいなという気がします。

#### ○奥本委員

まず、案③というのは、さっき他の委員さんも言いましたけれども、結果的に今の月額と変わらないので、これを採用するのであれば、何のために日額にしたのか分からないと思います。

私たちの状況認識として、皆さんもご存じのとおり、千葉市の市長が脱財政危機宣言というのを以前出され、非常に財政が厳しい中でもう一回、行政委員会の報酬を市民の目で、あるいは市民的な感覚で見直そうというのが、今回の我々の審議会に諮問された趣旨だと思うので、別に下げることが目的でないというよりもむしろ、財政が厳しい中で、下げなければいけないという認識を持っていいと思います。

なぜかという、ここに持ってきたのですが、昨年 12 月 15 日の滋賀県の行政委員会委員の月額報酬についての最高裁判決の中で、裁判長が特に補足意見として言っておられることなのですが、非常に多くの地方公共団体において、財政的困難に直面して、首長が法律や条例で規定されている給与の一部カットをする措置を取り、職員の給与の減額措置を取るような状況に立ち入っていると。そういう状況認識自体は、妥当だとおっしゃっているのですよ。

千葉市の財政も厳しい中で、これをもう一回市民の感覚で見直して、日額、つまり仕事に見合った報酬にするということが大事なのだと思います。

私の意見としては、一番根拠としてはっきりしているのは、案②であって、それは国の中央選挙管理会の委員長を根拠としている。

案①というのは、日額化している政令市の平均なので、他にもまだ報酬を見直していない政令市もありますから、日額化している政令市の平均ということだけを根拠とするのは、根拠としては弱いのではないかと。

そうすれば、一番妥当なのは案②ではないかと。さっきの委員会の事前説明等を含めて考えるということを考えても、委員長 29,400 円、委員 26,900 円というのは、十分高い額ではないかと思うのですね。

さっき、人事委員会の改定前比が 29% というのがありましたけれども、それは今までが、むしろ妥当ではなかったということなので、これが下がるから、これはおかしいということは言う必要がないのではないかと思います。やはり、妥当な線に我々も持っていったのだと考えればいいのではないかと思います。

#### ○中曽根委員

今、奥本委員のお話にありましたとおり、私も案③については、非常に疑問があります。

やはり、諮問された趣旨を考えますと、それ相応の市民の感覚で基準を出していくべきだろうというふうに思います。先だって、千葉市の財政状況が非常に政令指定都市の中でも最悪の状態であるという記事が出ておりますので、今既得権というような形で主張するということは、できるだけ回避をしたいというふうに私は思っております。

案②という話のございでしたが、私も案②が最も妥当であろうとは思いますが、そこは一つ譲歩いたしまして、案①も基準にはなり得るのではないかというふうに思っております。以上です。

#### ○会長（労網委員）

ただいま、奥本さん中曽根さんからご意見がありました。他に何かありますか。

## ○片岡委員

案③だと、ほとんど変わらないということになるので、これについては、私も疑問な面はあるのですが、案①で、例えば政令市で日額にしている、政令市の平均ということになると既に決定している金額でしょうから、ある程度他の市で合理的に検討している金額であるのかなと、私は思っています。

他に日額化している政令市の平均でこの金額で決まっています、例えば先程の日額対象となる活動の(1)(2)(3)(4)の分類でください(3)の日数が教育委員会が20日間、選挙管理委員会が10日間、人事委員会が5日間くらいあるというのは、支払い対象を(2)までにしたとしても考慮すべきことはあるのかなと思います。

そうすると、案②でいうところの59%とか58%とか人事委員会にいたっては26%とかの数字を見ると、今までの経緯からすると金額が極端に変更するということはなかったのですが、これまでの月額はある程度合理性があった中で決定された金額だったと思いますので、過去の金額を全く無視して案②にしてしまうというのは疑問な面があります。他の政令市の平均というのを参考にしながら、千葉市でいうと(3)の事務局との打ち合わせなどの部分は、委員会の出席に考慮するというものをしていかなければいけないかなと思います。ただ既得権という部分はあると思いますが、委員というのはだいたい3年2年で変わっていくものから、そこまであまり考える必要は無いのかなと私は思っています。

案①案②に対して、一定の(3)のかけ率を掛けた、ある程度上乘せした金額で決めていただいた方が私はよろしいのかなと思います。

## ○会長（労網委員）

先程、千葉市は今まで安かったとご意見がありましたが、日額の平均でいくと、高いところも平均に入っているの、今度は安くはならないと思うのですが、それはどうですか。

今まで千葉市は下から何番目となっていたけれども、今回は高い所も平均を取っていますよね、下がってはいないと思うのですが。

## ○原田委員

案①、案②というのは、先程の他の都市の支払い対象の(3)というのは単価に入っているのですか。

## ○事務局（給与課長）

(1)(2)しか入っていません。

## ○中曽根委員

案②がありますけれども、国の場合は、こういう事前の打ち合わせだとか、そういう場合について報酬を支払っているのですか。そもそも、支払いをしているのでしょうか。

## ○事務局（給与課長）

国は確認していません。

## ○会長（労網委員）

私の経験からしますと、国の場合は支払いの基準が厳しかったと思います。

## ○事務局（給与課長）

先程の説明の補足をさせてください。

政令市の平均の金額というのは、各政令市では、先程の表でいきますと、(1)から(3)に対して、全部払っています。

## ○原田委員

それで年間の額が出ているということですね。

## ○事務局（給与課長）

他の政令市では、例えば平均で32,000円となっていますが、32,000円とっているところについては、(1)から(3)すべてに対して32,000円の支払いが必要ということになります。

## ○原田委員

この試算資料では、(1)(2)しか入っていないということですね。その分を修正しないとけないということですね。

○奥本委員

まあ、そのように考えるか、あるいは、これだけの額があれば、絶対額としてそのくらいを含むと考えてもいいのではないかとこの考え方もあるかもしれないです。

○高山委員

改正前の金額というのは、全国の基準や平均というのはある程度考慮して決めていたのですか。全く千葉市独自の流れですか。

○事務局（給与課長）

今の月額金額については、政令市の中で人口規模等を勘案した中で、どのくらいにすべきかということで決めています。

○高山委員

この委員会で決めた額というのは、いつから適用されるのですか。

○事務局（給与課長）

それも併せて議論いただければと考えております。

○高山委員

今、改正前で貰っている人たちが、この委員会で決まった金額に任期中に変わるということですか。

○事務局（給与課長）

そういうこともあり得るとのことです。

○高山委員

委員が続いていればですか。

○事務局（給与課長）

はい。

○事務局（総務部長）

実際に、ここで意見が固まったものについて、市長が議会に提案しますから、議会がどう判断されるかというのはもちろんあるのですが、この答申を尊重した形で議会に提案するので、その時間的なものがありますから、すぐに金額が変わるといふまではいかないと思います。

○高山委員

改正前に貰っていた人が今度の新しい基準に、変わるということもあるということですね。委員さんとして。

○会長（労網委員）

実際、委員を受ける際に、この金額だからやってくれというのはありません。ある程度、決まってから、市の方からこういう報酬が出ますよと言ってきて、それでこれを貰っていいのかなという場合もあるしない場合もあります。

○清水委員

金額が下がったから受けないであるとか、人材が確保できないというのはないですね。

○会長（労網委員）

この金額だから、やりますというのではないと思います。

○中曽根委員

確認したいのですが、日額というどうしても、一般的に8時間を考えてしまうのですが、今までの資料を見させていただくと、一番長いところでも6時間だとか、会議で短いところは30分であるとか、非常にバランスが悪いところも大分あると思うのですが、30分であっても日額なのですよ。

#### ○事務局（給与課長）

そうです。

#### ○会長（労組委員）

一回、いくらだよ。

#### ○事務局（給与課長）

そうです。

#### ○中曾根委員

そういう風に考えると、決して安くはないのかなと思います。十分そこに色々なものが入っても、担保されているような気がします。

#### ○坂戸委員

金額が安い、高いというのは、その方の受け止め方だから、極端に言えば、日額の給料20万円をもらっている人が、半日行って3万いくらかとなると、そんなものは貰わない方がいいという話になるし、日額2万円の方が3万いくらかとなると高いよなという気もする。難しいと思いますよね。お金のことで、高い、安いというのは受け止め方だと思います。

こう見てみますと、改正前の農業委員会の方が636,000円、年間いただくを書いてある訳ですが、案②でいくと、人事委員の方が677,880円ということなのです。回数が違うからということになっていくのです。それが、常識的にみてどういうことになるかという判断をしなければいけないと思うのですが、案②が中央選挙管理会と書いてありますね。ここで、見て行きますと、今まで教育委員会の市の方が201,000円の月額に対して選挙管理委員会の委員長さんが125,000円という月額が出ている。これで間違いはないですね。この数字で持ってきていることが、本当に妥当性があるのかどうかということは、ちょっと感じるのです。

委員長さんの額からいくと監査委員さん、人事委員会さん、選挙管理委員会さんとあるのですが、今までの市の平均を見ていくと、区を抜かして、市だけを考えていくと、市の選挙管理委員長さんの月額というものは、かなり低い訳ですね。ですから、国の方ではどうか私にはわかりませんが、そういうレベルで全国がやっているのだとすると、国の選挙管理の委員長さんの月額をこっちに持ってきたということの妥当性がどうなのだろうかという感じがちょっとしないわけでもないですよ。

上のだけを見ていると、選挙管理委員の皆さんの報酬がちょっと他のところからみると、もともと非常に低いのだと、その低いところを持ってきて他の高いところに当てはめたという、中間を当てはめるといふ考え方もあると思うのですが、国でもこうなのですか。

#### ○事務局（給与課長）

もともと額が違うというのは、勤務日数が月額の中で違うということで額が違っていただろうと思われま。実際に日額化したところを見ていきますと、例えば政令市でいきますと、5市が日額化しておりますが、5市は教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会の額は、同じにしているということになっております。都道府県で見ましても、概ね選挙管理委員会は選挙管理委員会の日額としている報酬額と教育委員会の日額の報酬額、あるいは、人事委員会の日額報酬額は大半、過半数のところと同額としている状況です。

#### ○会長（労組委員）

日額化前の市の選挙管理委員長の金額が、名古屋と大阪は、だいたい月額30万から40万だったのです。それが今この金額になって、何か反響があったのか。

千葉市の人事委員の下がり方と同じような下がり方だと思います。名古屋でも大阪でも政令指定都市でやはり3、40万円くらい出してははずで、それが今、日額32,000円とかになってしまう落差というものについてだいたい反響があったのかどうかというのは、事務局の方で聞いてもらえますか。

### ○奥本委員

なり手がいないということは、ないですよ。

### ○事務局（給与課長）

反発の状況というのは確認していませんが、活動回数を比べると、都市によってですが、かなり多くなっているところも実際にはあります。増やしたかどうかは別として23年度の活動回数がかなり多いところがありまして、例えば、分かりやすい例でいきますと、市の選挙管理委員会の公式な活動が23年度でいきますと、委員さん3人で57回なのですが、名古屋ですとそれが255回ですとか、大阪ですと100回ですとか、活動回数が多いということはあると思います。

### ○会長（労網委員）

大阪が100回やっているのに千葉市は少ないのがどうも分からない。それで済めば多くする必要はないのではないですか。

### ○奥本委員

今日いただいている資料の一番後ろに付いている表の網掛け部分に既に見直しをした政令市の日額をずっと書いてあります。今ご指摘があったように、例えば相模原、新潟、浜松、名古屋、大阪、堺、こういったところを見ても、例えば相模原ですけれども、教育委員会の委員では27,500円と人事委員会の、27,500円と同額になっていて、特に人事委員会を高くしているということではありません。見直しをしたところで見れば、特にどこかの委員会を高くしたりということではなくて、全体を横並びで金額を決めているということが他の政令市の見直し結果であるということを経験すれば、千葉市が特に人事委員会が従前高かったから今回も高くしなければいけないと考える必要はないのではないかと思います。回数が多くて色々な仕事が多くて、何回も会議をやったらもちろん日額掛ける回数だから金額をたくさん支払えるわけで、働きにあった報酬を支給しますという原則なので、日額としては横並びであっても良いのではないかと思います。

### ○原田委員

ちなみに、他の都市の年額はやはり皆下がっているのですか。

### ○事務局（給与課長）

全体として下がっているとは思いますが、今数字は持っていません。

### ○原田委員

大体どれぐらいというのも分からないですか。

### ○事務局（給与課長）

今は持っていません。

### ○高山委員

色々と基準の置き方についてどこか1つを決めるとまた別の矛盾が出て来て難しいところなのですが、先程の話の中で報酬を下げると前はこんなに払っていたのかという話にもなりかねないという、そういう意見もあったのですが、この委員会で前に支払っていたものについてどうこういっても、もうこれは済んでいる話なので余り意味はない。ただ、今まで払っていたものについてはある程度考え方があったはずですから、それは基準にする必要があるのではないのかなと思います。それともう1つ、日額の流れの中では、こういう財政の中で月額から減額したいという一つの考え方が日額という話になっていると思うのです。そのことについて多くの皆さんが日額だという意見を述べられたのだと思いますので、実際に払ってきた金額を基に、これもまた何が基準だと言われるとあって無いような話なのですが、一定の乗率の下に報酬を安くするという、その一定が2割なのか3割なのか私もその点については何とも見解がなくて無いようなのですが、考え方としてはまずあるものをベースに日額にして減額しようという中で、一定の乗率の下に安くしてもらおうという、その辺の基準はあって無いようですが、その基準を作ることによって減額という格好が出せると思うのですがいかがでしょうか。

### ○会長（労網委員）

一応、既存のやつを案に入れると改革できないし、その辺をですねこの審議会でどうしたら良いのかというのは難しいですね。あくまでも私達はよその数値で見えていくより仕方がないと思うのですよね。

### ○高山委員

それも他と比べるというのも1つの基準ですけれども、それでは今まで千葉市で払ってきたものが全く意味が無いかということもどうかなという気がするのです。変えなければいけないということでの委員会ですから、余りそこにこだわってもいけないと思いますが、何をどういう基準で減額かということはある程度ルールみたいなものが無いと、なかなか皆さんも意見も出ないだろうし、半分でいいよという人もいるし、そんなには減らせないという人もいると思うので、話のまとめ方としては何か考え方を1つ作る必要があると思います。

### ○会長（労網委員）

行政委員に責任を持って仕事をやってもらう以上はある程度それ相応の処遇を考えないといけないと思います。余り削るばかりではいけないと。ただ、他の政令指定都市の状況なりそういうものが色々ありますので、それに合わせた考え方は出したいと思います。そうしないと千葉市だけ何で審議会をやってまだ高いのかと言われる可能性もあります。

この32,000円が高いのか安いのかどうなのか分からないですね。

### ○片岡委員

基準がやはり無いと、判断のしようがないというか難しいですね。

### ○会長（労網委員）

ある程度従前の月額を基準にしてやっていかざるを得ないかなとは思いますが。

私一人で考えても分からないことも多いので決められないものは決められないですね。

### ○奥本委員

他の政令市や国の金額を参考にするしかないということですね。

### ○会長（労網委員）

余りにも低く下がるのだったら、32,000円を42,000円にして決めるなどの調整をするといったことしか判断しきれないところがあると思います。

### ○奥本委員

さっきも私は案②が良いのではないかとということ申し上げたのですが、その金額から考えて案①というのも、他の既に日額化した政令市の平均ということなので、これももちろん根拠としてはある程度あるわけで、案②とそれほど大きく変わりは無いと思います。他の既に見直した政令市はこういうことをもう実際やっているのだということを考えれば、それに倣って千葉市も平均的にそういう幅となったということが普通なのかなと思います。案①というのも1つの候補には成り得るとは思いますが、既に見直した政令市の表があるわけですから、既にやっている政令市や見直した政令市はこういうことをやっているということを考えれば、我々が決めるのもそれから大きく離れたものにはならないのではないかなと思います。

### ○坂戸委員

今奥本先生もおっしゃっていただきましたが、これを見て急にびっくりしたのは会議の1回目の時に千葉市の金額が、下から何番目だとか2番目だとかという話だったからなのですが、実は日額にしてみたら他から比べると無暗に高かったのではということなのかも知れませんね。大体その比較を我々が聞いていて、今日急に国の選管の方の数字が出て来て、そんなものなのかということですがけれども、今までのご説明を聞いて、あるいは表の作り方を見ても、他の市も決める時に分かる訳がないですから、大体やはり類似の所と相当であるということが基準になってくるのかなと思います。だから類似の市とどうなのかということになればこの案①みたいなものになるのかしらという風に聞いていて思いました。類似の市はどうなんだという比較になってくる訳ですから、それを日額ということであれば日額のこのところなんだ、ということになるのかなということになります。ただし、先程の活動についてのと



ところで、我々は（３）を否定したということがある訳ですね。日額そのものを比べればこの平均ということになるだろうけれども、我々は分かりづらいから（３）は止ましましょうと、そういうことは（１）（２）の中へ入れて考えましょうということにしました。そうすると果たしてこの平均が平均なのかということには疑問が生じるということで、その辺さえ直せば、私はいいのではないかという風には思います。

#### ○清水委員

私も案②が妥当じゃないかなとは思いますが、先程の日額としている政令市の支給状況も、他の政令指定都市は（３）も入っている訳で、それを今回は千葉市は支給しないというベースでいくのであれば、案①についてその金額の増額が正しいのかというのはありますが、案①の 32,000 円の方に少し増額して、そこを評価したのだという考え方でいくというのも１つかなと思います。

#### ○坂戸委員

そうですね、私もそう思います。

#### ○片岡委員

金額の問題は色々議論しなければいけないと思うのですが、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会毎の金額について例えば案①でいうと、市選挙管理委員会が 31,000 円で教育委員会が 32,000 円で人事委員会が 32,000 円と、この辺が微妙に他の政令指定都市とは違うようですが、これについて差を余り設ける必要性を私は余り感じていません。例えば今日いただいた資料の 9 ページの政令指定都市の行政委員会の報酬額一覧表を見てみると、日額化した政令指定都市のうち相模原市は教育委員会と選挙管理委員会が違いますが、浜松市や名古屋市、大阪市、堺市と委員会に対しての委員長と委員の報酬を市毎に決めてそれで一律に委員長はこの金額で委員はこの金額だと決めているのではないかという気がしてまして、その辺の議論はやはりしなければいけないのかなと私は考えているのですがいかがでしょうか。

#### ○奥本委員

今片岡委員がおっしゃったことを考慮すれば、案①で、教育委員会と選挙管理委員会と少し額が異なっているという辺りを統一して 32,000 円にするというような形で揃えるというのも１つの案であるかなと思います。微妙に異なってくるのは揃えましょうと。ただし市の選挙管理委員会と区選挙管理委員会は 76% ですか、そのくらいの他の政令市の部分で少し減額するというようにして、それ以外の教育委員会、市選挙管理委員会、人事委員会については例えば 32,000 円と 27,000 円で揃えるというのも１つの案なのかなと思います。

#### ○片岡委員

市として基準を決めて、千葉市で言うと先程のこの日額支給対象となる活動についての準備等が恐らくこれくらい掛かるだろうという日数がある程度考慮した金額に揃えてあげないと少し委員会によって業務量の多寡があるでしょうから、その部分について基準を決めて活動日以外の部分を反映させる必要があると思います。

#### ○奥本委員

活動量は日額掛ける日数で、日数の方で考慮されるから、日額を動かすというのはどうなのでしょう。

#### ○片岡委員

千葉市で言うと、（３）の部分を支給しないというような考え方にすると、例えば教育委員会や人事委員会はだいたい（３）の活動が違うのかなという気もしますので、その辺はやはり基準を決めて例えば今まで他の市で支給しているような（３）の説明について一定の掛け率的なものを掛けて、見込みで支給するというのがよろしいのかなと考えているのですがいかがでしょうか。

#### ○奥本委員

その点はさっき清水委員がおっしゃったことに賛成で、本来案②の国の委員に合わせるのが妥当かなと思うのですが、そういう（３）の活動も考慮して若干多くなるとすると、他の政令市の平均で計算する

と案②より高くなるので、その分で考慮しましたということが説明できるのではないかとことです。後は今さっき申しましたように教育委員会と市選挙管理委員会と人事委員会は 32,000 円、27,000 円で揃えます。他市の状況を見ると微妙にそこを変える必要は無いのではないかと思います。区の選挙管理委員会は市の選挙管理委員会のここに書いてある 76% ということでやると全体的に説明がつくのかなと思います。

○会長（労網委員）

揃えるのは良いと思います。ある程度それぞれ責任を持ってやってもらっているんで、それが違うというのはいかがなものかだと思います。

色々ご意見が出てきたのですが、案①の支持が大分出ていると思いますが案①でいかがでしょうか。32,000 円と 27,000 円に揃えた形でどうでしょうか。

○奥本委員

区はこちらに 76% と書いてあるので、例えば 31,000 円を 32,000 円にしたら少し変わってきます。

○会長（労網委員）

区はそのように計算しなおせば良いのではないのでしょうか。

○奥本委員

私はそれで結構です。

○会長（労網委員）

区はもともと大分差が付いていたので。

○奥本委員

ここに区選管は市選管の 76% と、日額化している政令市の区と市の比率で減額してあります。ですから市を少し上げると区がちょっと上がる、少し変わるかもしれないということですが、これでも良いという考え方ももちろんあります。

○会長（労網委員）

区も上がっているのではないかな。

○奥本委員

これで良いという考え方ももちろんあります。

○事務局（給与課長）

市選管の 76% で計算しますと、区選管は委員長は 23,000 円が入っていますが 24,000 円に、区選管の委員は 20,520 円になりますが、端数を切り捨てますと 19,000 円となっているものが 20,000 円と、いずれにしても 1,000 円ずつ上げるという格好だと同じように 1,000 円ずつ上がった数字になります。

○会長（労網委員）

それは合わせるのだったら合わせた方が。

○奥本委員

他市の平均を使いましたという説明をつけるのであれば、それで良いかだと思います。

○会長（労網委員）

案①が色々出て来て、そちらの方向に行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂戸委員

それはさっきこの（１）（２）（３）の日額の支給対象となる活動についてというところで、（３）は日額の金額のところでは考慮するという話がありますが、ということはこの平均値に何らかを足すという風に理解をしておいてよろしいのでしょうか。

○奥本委員

それはさっき清水委員がおっしゃったように、本来案②が適当ではないかということなのですが、その(3)の活動を考慮して少し額の多い案①の方に変えて増額したと、そこで考慮しているという説明でした。案①を採るということの中に、案②から少し増額しているというものが入っているということです。

○高山委員

今のお話は案②ということがみんなの合意でないと理論的に無理なのではないですか。案②で当然だよという話があれば、今のお話は案①で考慮しているのではないかととなりますけれども、皆さんが案②で良いという話でないとするとちょっとその部分について案①で考慮しましたということにはならないのではないですか。

○奥本委員

そうです。案②の根拠は国に合わせましょうということが1つの考え方です。

○会長（労網委員）

国に合わせようと言われると、他の委員さんは他市の平均の額を基に検討するという意見が多いと思うのですがその点はいかがでしょう。

○奥本委員

そこで(3)を考慮したらいいのです。

○高山委員

さっき言ったようにどこを基準にするか、色々なことに矛盾が出てくる訳ですよ。ですから、その基本的な考え方の合意を最初に皆さんですることが必要ではないのですか、ということをおっしゃったつもりなのですか。

○会長（労網委員）

今高山委員から意見がございましたが、案②を基にして案①を考慮していくということでいかがでしょうか。

○細谷委員

前回3回の資料の中に日額報酬等の算定方法とその考え方というのがあったと思うのですね、この案②の国の中央選挙管理会の委員長 29,500 円というのは当時という言い方をされていますが、もう1つの大阪の例では国の非常勤職員の報酬額というのは 35,100 円と言われています。なぜ低い方の 29,500 円を採ったのでしょうか。

○事務局（給与課長）

もともと 29,500 円が改定で 29,400 円になっているので、案②には 29,400 円が入っているということです。35,100 円というのは、国の非常勤職員のまさに上限額ということですので、今回入れさせていただいたのは同じようなものは国の中央選挙管理会と市の選挙管理委員会ということで、こちらの額で運用するというのが適当ではないかということで、案として入れさせていただいております。

○細谷委員

それを敢えて教育委員会と人事委員会の方にも当てはめたということですか。

○事務局（給与課長）

先程政令市の状況でもございましたけれども、選挙管理委員会の委員長あるいは委員の額と教育委員会あるいは人事委員会の委員長、委員の額はほとんどの政令市で同じにしているということでございましたので、国の中央選挙管理会の額を引用して市の選挙管理委員会に当てはめて、それと横並びということで他の行政委員会の金額も同じ金額ということで今はこの案を入れさせていただいているということでございます。35,100 円というのは、他の色々な委員会を含めた中で一番高い額が 35,100 円ということでございます。

○坂戸委員

話を聞いていてどうも分からなくなってしまうのは、政令市、特に日割りの政令市の平均を持ってくるお話とこの国の方は中央選挙管理会の委員長なのですよと言っているところが分からないので、国の方は中央選挙管理会の委員長ではなくて、教育委員会なら国の中央教育審議会がありますよね。そういうところの報酬は一緒なのかということですが、それが分からないと何でこれを持ってきているのだと、政令市の平均は全部の平均を入れている訳ですから、そこが分からない。

○事務局（給与課長）

教育委員会の資料がなくて大変恐縮ですが、国の報酬の考え方自体は、委員会を5ランクに分けておりまして、その中で特A、A、特B、B、Cと5ランクありまして、このランクの中で選挙管理会についてはAになっているということで、Aが2番目に高く29,500円になっております。その国の委員会がどのランクによるかによって額が変わってくるということで、35,100円は1番高いランクの委員会になっております。

○坂戸委員

それは何委員会ですか。

○事務局（給与課長）

具体的には把握しておりません。

○坂戸委員

比較の対象が、一方は国の委員会で一方は4つの政令市の平均というお話でしたから、話を聞いていると分からなくなってしまうとどちらを取りたいのかなということも私には分からない。

○清水委員

名古屋と大阪は基本的に案②のようなベースで考えていると思いますけど。これを参考にしたということなのですかね。

○事務局（給与課長）

そうです。

○細谷委員

額は相当違いますよね。金額は教育委員会でも大阪は42,100円ですよ。

○事務局（給与課長）

国の額を参考にしながら名古屋と大阪につきましては決めております。

○坂戸委員

今日まとめようというのはちょっと無理じゃないですか。突然にこの数字を見たから。

○会長（労組委員）

今日数字を全部お渡ししたので、皆さんに勉強してもらってそれで次回金額を決めるというのは一番重要なので、もう一度5回目にじっくり議論したいと思いたいますがいかがでしょうか。

○原田委員

例えば先の話ですが、先程市長が議会に提案すると言われましたけれども、それでこんなの駄目だと言われたらどうなるのですか。またこれをやるわけですか。

○事務局（総務部長）

現行通りです。それは議会の判断だということになれば。

○原田委員

余り極端な事をやると、そういうことも充分有り得るのですよ。

**○会長（労網委員）**

以前この審議会で答申した改正は実施しています。特別職について数パーセント引き下げるという内容でした。この金額を見ると引いてあるから議会で諮って引き下げているはずです。

**○細谷委員**

それは歴史的に例えば平成18年に一気に下げたでしょう、要するにこういう報酬額の人たちだけではなくて、一般の人たちも含めて4%とか何%とか、そういう社会的な動きの中で、下げたのだと思うのですよね。その時は合理性というのか整合性みたいなのはあったけれども、今回は行政委員の皆さんは大変だな、まだ下げたりしなければならぬのかなという気がいたします。

**○会長（労網委員）**

前回の報酬審議会の時も私と奥本さんが扱ったのですが、その時は、全体のもらっている額の何パーセントと、よそとの比較といったことではなくて、率で落としていったから、割と簡単にいったのですが、今度は月額、日額ですから大変だと思います。

それぞれの行政委員は責任を持ってやっているの、値段は一緒にしても構わないかなという風に私は考えます。

次回もう一度じっくり議論していきたいと思います。また何か分からなかったら事務局の方に色々聞いてもらおうと思います。

それでは、次回の開催時期について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局（給与課長）**

ありがとうございました。先ほど質問のございました各委員が年収ベースでどれくらい落ちているのか、あるいは国の教育審議会はどうなのかなどをお調べさせていただいて、次回までにはご報告させていただきたいと思います。次回につきましては今のところ、10月中旬ぐらいを目途に考えさせていただいております。今回金額以外の所は大分決めていただきましたので、答申案等につきましてある程度たたき台になるようなものを事前に皆様方にお示しさせていただいて、事前の検討などをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**○会長（労網委員）**

それでは、以上で、本日の審議会を終わりにします。

次回もよろしくお願いたします。

**○事務局（総務部長）**

どうもありがとうございました。

**午後0時20分 散会**